

産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業のお知らせ

産後は、ホルモンバランスの変化に加え、赤ちゃん中心の生活になると環境も変化し、心身ともに体調を崩しやすい時期です。三川町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として、産後2週間及び産後1か月の産婦を対象に、産婦健診に費用の一部を助成します。また、赤ちゃんの早期発見・早期治療とすこやかな成長や子育てを支援するため、1か月児健診の費用の一部助成を行います。

| | 産婦健康診査 | 1か月児健康診査 |
|------|---|--|
| 対象者 | 三川町に住所があり令和8年4月1日以降に出産した方 | 三川町に住所があり令和8年4月1日以降に生まれたお子さん |
| 助成額 | 1回につき上限5,000円 | 上限4,000円 |
| 助成回数 | 産婦1人につき2回(2週間、1か月頃) | お子さん1人1回 |
| 使用方法 | 産婦健診時に「産婦健康診査票(兼)受診票(兼)業務完了報告書【2週間及び1か月頃】」を医療機関に提出。自己負担は健診費から助成額を引いた額をお支払いください。 | 1か月児健診時に「1か月児健康診査票(兼)受診票(兼)業務完了報告書」を医療機関に提出。自己負担は健診費から助成額を引いた額をお支払いください。 |

※産婦健康診査及び1か月児健康診査の医療機関につきましては、裏面をご覧ください。

※山形県外等で健康診査を受ける場合も申請により助成の対象となります。詳しくは下記をご覧ください。

山形県外等で各健康診査を受ける方へ

- ・里帰り出産などで、県外等でご出産され検査を受ける場合も産婦健康診査は1回の健診につき5,000円、1か月児健康診査は4,000円を上限に償還払いを行います。
- ・申請期限は、受診日の翌月初日から起算して6か月以内になります。申請する際は、下記の書類を提出ください。また、申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

【提出書類】

- (1) 三川町産婦健康診査費用助成金交付申請書 (申請される場合のみご提出ください)
- (2) 三川町1か月児健康診査費用助成金交付申請書 (申請される場合のみご提出ください)
- (2) 債権者登録(変更)申請書
- (3) 医療機関が発行する健診に要した費用に係る領収書または明細書
- (4) 受診の記録が記載された母子健康手帳の写し
- (5) 申請される各受診票(未使用のもの)

問い合わせ先/三川町母子健康包括支援センター(三川町役場 健康福祉課 健康係)

☎997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

Tel: 0235-35-7033(直通) Fax: 0235-66-3139

mail: kenkou@town.mikawa.yamagata.jp

